

第1号議案

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針を別紙1及び別紙2
のとおり定める。

令和6年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

(別紙1)

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各宮城県立高等学校長(以下「高等学校長」という。)は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校(以下「高等学校」という。)にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - イ 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - ロ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。
この場合、学力検査、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査(第一次募集に準ずる。)及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

8 全国募集選抜

全国募集を行うモデル校として指定された高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

(別紙2)

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

第一次募集

実施日 令和8年 3月 4日(水)

追試験日 令和8年 3月10日(火)

合格発表日 令和8年 3月16日(月)

第2号議案

県立学校条例施行規則の制定について

県立学校条例施行規則を別紙のとおり制定する。

令和6年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 制定の理由

本県では、現在、収入証紙により徴収している行政手続の手数料等について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入することとし、令和7年2月から全庁的に実施するよう準備を進めている。

県立学校の入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料については、県立学校条例が改正され、これまでの収入証紙による徴収方法以外の方法を別に定めることができるとされた。

今回、証明手数料の徴収方法にキャッシュレス決済を導入するため、新たに規則を制定するものである。

※ 入学者選抜手数料及び入学金の徴収方法へのキャッシュレス決済の導入については、今後検討の上、必要に応じて定める。

2 制定内容

本規則は、証明手数料の徴収方法の特例として、キャッシュレス決済による支払及びキャッシュレス決済に対応できない場合の現金等による支払を可能とする内容について規定する。

3 施行日

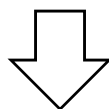
令和7年2月1日

【参考】 県立学校条例の一部改正(令和6年4月1日施行)

改正前

(授業料等の徴収方法)

第8条 授業料、受講料及び寄宿舍料の徴収は、知事の発行する納入通知書により、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収は、県の発行する収入証紙によるものとする。



改正後

(授業料等の徴収方法)

第8条 授業料、受講料及び寄宿舍料の徴収は、知事の発行する納入通知書により、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収は、県の発行する収入証紙によるものとする。ただし、知事が別に定める場合においては、この限りでない。

授業料等の徴収方法に「知事が別に定める場合」を加えたもの。

○ 県立学校条例施行規則の制定(今回)

県立学校条例のただし書に基づき、証明手数料の徴収方法として、以下の方法を新たに定めるもの。

第1号 現金による徴収

→ 現金による納付又は県庁・合同庁舎等の券売機で「納入済証」(シールタイプ)を購入し、申請書(紙)に貼付する。

第2号 納入通知書による徴収

→ 納入通知書により銀行等で納付する。

第3号 キャッシュレス決済による徴収

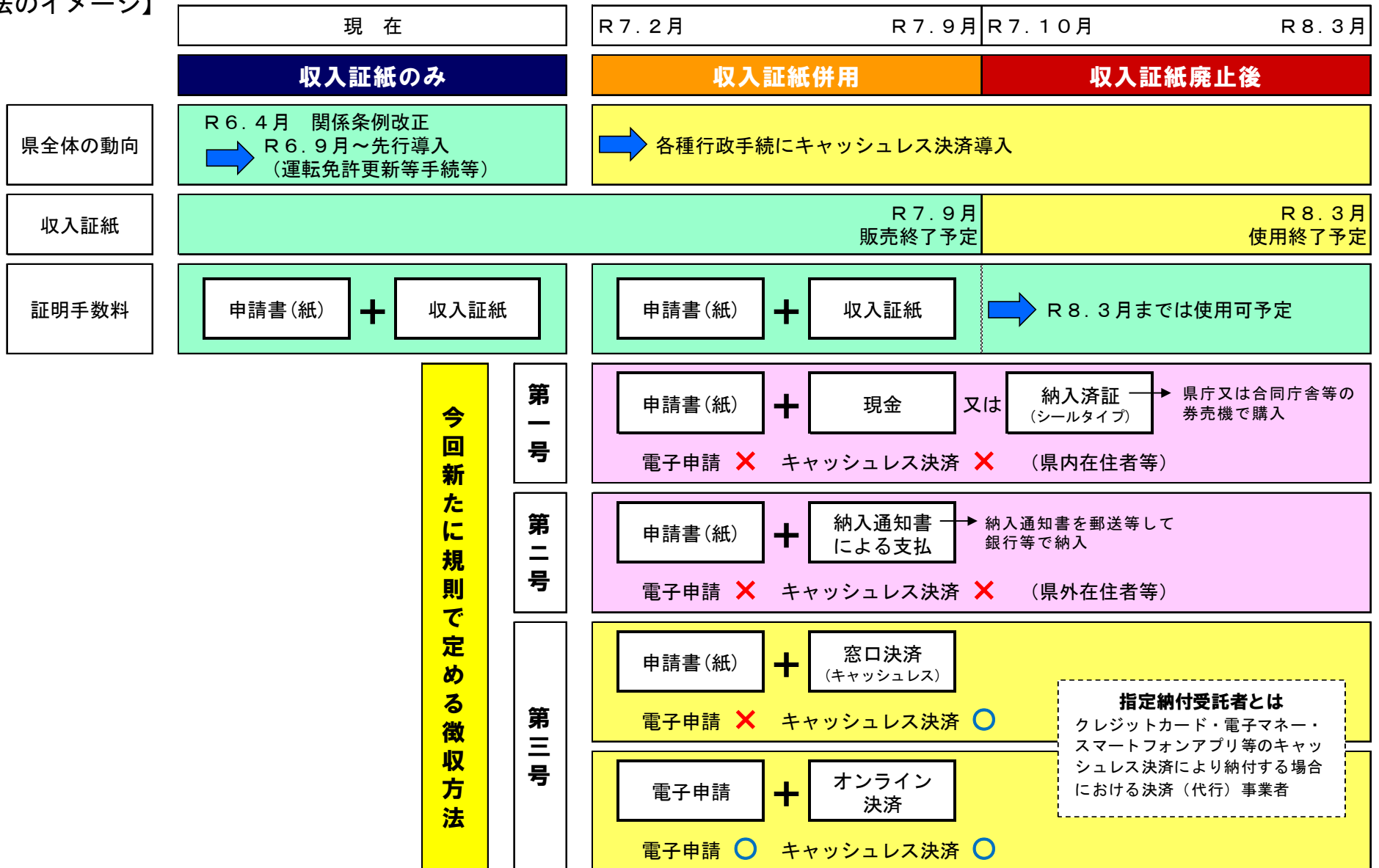
→ 指定納付受託者によるキャッシュレス決済の方法により納付する。

指定納付受託者とは

クレジットカード・電子マネー・スマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済により納付する場合における決済(代行)事業者

※ 規則全文は別紙参照。

【徴収方法のイメージ】



県立学校条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収の特例)

第二条 証明手数料の徴収に係る条例第八条ただし書の別に定める場合は、次のとおりとする。

- 一 現金により徴収する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により徴収する場合
- 三 指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。